

第5回「石綿による健康被害に係る医学的事項に関する検討会」議事概要（案）

1. 検討会報告書（案）について

- ・ 6月下旬に米国ポートランドにおいて国際肺病理学会が開催され、石綿肺の病理学的な定義についても発表があったが、その後の議論も含めて特段新しい展開は見られなかった。
- ・ 間質性肺炎について、米胸部学会と欧州呼吸器学会が共同で提案し、日本呼吸器学会も認知した新しい分類がある。報告書の記載もこれに合わせるべき。
- ・ 間質性肺炎・肺線維症の分類は、多くが胸腔鏡下肺生検（VATS）に基づいて行われている。正確な診断を得るためには VATS が望ましいという趣旨の一文を加えてはどうか。
- ・ 石綿肺の判定に関し、病理の観点について何らかの記載をしておいてはどうか。また、申請者の病理所見が得られた場合には、それも判断の材料に加えるということに記載してはどうか。

2. 座長コメント

- ・ 石綿肺を（指定疾病として）救済法に追加することについて異論はないものと考えるが、具体的にどのように認定を行うのか、行政的にどのように取り組むべきか、課題がある。
- ・ 石綿肺の診断では、石綿のばく露量をきっちりと把握する必要があるが、申請者の過去の作業歴をどのように確認していくかが課題。
- ・ 気管支肺胞洗浄（BAL）の実施にも安全性の確保などクリアすべき課題がある。
- ・ 呼吸機能の評価については、日本呼吸器学会で基準値が発表されているのでこれをどう組み込むかが課題。
- ・ 合併症の取扱いも大きな課題。
- ・ 良性石綿胸水やびまん性胸膜肥厚については、「石綿による健康被害に係る医学的判断に関する検討会」の報告書がとりまとめられた平成18年以降、新しい知見が得られていない。
- ・ 平成20年度の健康リスク調査の症例についても、（平成18年度、19年度の症例と同様に、）検討会メンバーで精査を行うべき。
- ・ （IARC；国際がん研究機関による石綿の発がん性に係る再評価については、）我が国でもどこかの時点で吟味してはどうか。
- ・ 中環審における制度見直しの議論では、関係者の意見を聴く機会を設けるべき。